

ジムフリープラン会員会則

第1条(適用範囲)

「ジムフリープラン会員会則」(以下「本会則」といいます)は、「24/7Workout及び24/7Fit」(以下「本クラブ」といいます)が運営する「ジムフリー及びジムフリーライト」を利用する「ジムフリープラン会員」(以下「本会員」といいます)と24/7Workoutフランチャイズオーナー(以下「加盟会社」といいます)に適用します。

第2条(目的)

本クラブは、本会員が本クラブの施設を利用し、健康維持、健康増進および肉体改革を図ることを目的とします。

第3条(管理運営)

本クラブのすべての施設は、「株式会社トゥエンティーフォーセブン」(以下「会社」といいます)とフランチャイズ契約を締結した加盟会社が経営します。会社と加盟会社は、各施設内に、管理運営にあたる事務所をおきます。

第4条(会員制)

1. 本クラブは会員制とします。
2. 本会員による本クラブの利用範囲、条件および特典については、別途定めることとします。

第5条(入会資格)

本クラブへの入会資格は、会社または加盟会社が別途定める場合を除き、以下の項目のすべてを満たす方とします。

- 1) 本会則に同意した方
- 2) 満16歳以上の方(ただし、満18歳未満である場合には親権者の同意を得ている方)
- 3) 本クラブの施設の利用に堪え得る健康状態であることを自らの責任のもとに会社または加盟会社へ申告した方
- 4) 伝染病または他人に伝染もしくは感染するおそれのある疾病に罹患していない方
- 5) 医師から運動を禁じられていない方
- 6) 入会の時点で妊娠の診断を受けていない方
- 7) 反社会的勢力(暴力団、暴力関係企業、総会屋、社会運動標ぼうゴロ、政治活動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等)に属していない方
- 8) 反社会的勢力に対し、資金提供を行うなど反社会的勢力とのあいだにおいて、社会的に非難されるべき関係にない方
- 9) 刺青・ボディーアート(タトゥー、ペイント、シール等)のない方
- 10) 過去に会社または加盟会社および本クラブから除名の通告を受けていない方
- 11) 過去に全額返金制度の適用を受けていない方
- 12) 会則および「個人情報保護方針」に同意した方
- 13) 血圧値が最低血圧110または最高血圧180を超えない方

第6条(入会手続)

1. 本クラブに入会しようとするときは、本会則に同意したうえで入会手続を行い、会社または加盟会社の承認を得て、規定の入会金、会費、手数料等(以下「会費等」といいます。)を

納入する必要があります。なお、本クラブの入会手続きを経て本会員となる時点は、本会則に同意した時点とします。

2. 未成年の方が入会しようとするときは、親権者の同意を得たうえで入会の申し込みを行い、この場合、親権者は本会則に基づく義務および責任を本会員と連帯して負うものとします。

第7条（会員情報の変更手続）

1. 本会員は、利用契約書に記載した内容に変更があったときは、遅滞なく変更手続きを行う必要がございます。
2. 会社または加盟会社より本会員の住所あてに通知、連絡等を行う場合は、本会員から届け出のあった最新の住所宛に行い、通知、連絡等の発送の時点でその効力が発生するものとします。

第8条（利用条件）

1. ジムフリーライトは契約月から利用できます（以下「ジムフリーライト利用開始月」といいます）。
2. 本クラブジムフリーライトにより提供するサービス(1回あたりの利用時間は50分となります)は、1か月(初日から末日まで)当たりの利用日数の上限はありません。
3. 本会員は、初回利用終了後、2回を上限として、利用日時を予約できるものとします。
4. 本会員は、第8条3項に基づき、予約した日時に限り、諸施設を利用することができます。
(ジムフリーライトは、パーソナルトレーニングを提供するものではありません)

第9条（諸費用）

1. 本会員は、会社または加盟会社に対し、会社または加盟会社が別途定める期日までに、ジムフリーライトの月額費用をお支払いいただきます。
2. ジムフリーライトの会費は別に定めます。
3. ジムフリーライトは前払い制となります。ジムフリーライト利用開始月以降は料金のお金が確認できたことを条件にご利用が可能となります。
4. 本会員は、利用の有無・利用回数に関わらず、第9条1項に定める月額費用を支払わなければなりません。
5. ジムフリーライトは本会則第15条または第16条の手続きを行わない限り毎月月額費用をお支払いいただきます。
6. 利用開始月およびお支払日に変更がある場合は、別途書面にて通知いたします。

第10条（予約の変更・キャンセル・無断欠席・遅刻）

1. 予約の変更およびキャンセルは予約いただいたトレーニング日時の24時間前までとし、別途当社が定める電磁的方法にて承ります。予約の変更およびキャンセルのご連絡なく、予約時間内にご来店が確認できない場合は無断キャンセルとなります。
2. 遅刻の場合は遅刻した分の時間延長はできませんのでご了承ください。（予約いただいた時間帯でのトレーニングとなります）。ただし、本クラブ側の都合や、本クラブ判断による予約の変更・キャンセルはこの限りではありません。

第11条（施設内諸規則等・利用規約・免責事項等の遵守）

1. 本会員は、本クラブの施設の利用にあたり、本会則、施設内諸規則を遵守し、トレーナーの指示に従っていただきます。また、本会員は、法令または公序良俗に反する行為のほか、本クラブの施設内の秩序を乱す行為をしてはいけません。

2. 本クラブは施設内に防犯カメラを設置しており、本クラブの施設につきましては、録画する場合がございます。目的は以下のとおりです。
- 1) 本会員の安全性確保上、事故や怪我などの問題が発生した場合のみ、原因の特定や検証を行うために閲覧する場合があります。
- 2) 犯罪捜査等で警察等から正式な手続による依頼があった場合に、警察等に提出する場合がございます。

第12条（コース変更）

本会員は、ジムフリーライト契約後、会社または加盟会社所定の変更契約書にて契約コースの変更手続きが可能となります。変更契約書の手続き月から起算し、翌々月以降のコースが変更となります。

例) 4月1日より変更希望の場合、2月末日までの申請でコース変更となります。

第13条（会費等の変更）

会社と加盟会社は、本会員が負担すべき会費等について変更することができます。

第14条（ジムフリーライトの解約・請求の停止）

1. 本会員は、次条に定める場合を除き、会社または加盟会社所定の解約申入れをすることで、ジムフリーライトを解約することができます。
2. ジムフリーライトの解約は、毎月末日を解約申入れ期日とし（当該日が営業日ではない場合はその前営業日とします）、当月経過時に将来に向かって効力が生じます。本クラブは、当該申入れ最終利用月から、翌月以降の月額利用料等の請求を停止いたします。この場合、ジムフリーライトサービスの提供は、本解約申出の翌月中は継続して行われます。ただし、次条の規定に従い解約手数料の支払いが必要な場合は、当該手数料の支払を解約効力発生の条件とします。
（例：4月を最終利用月として解約を希望される場合は、3月末までに申請が必要となります。3月1日～3月31日に解約の申請があった場合には4月が最終利用月となり5月以降解約となります。）
3. 本クラブが月額利用料のお支払いを3か月間確認できない場合、自動解約とさせていただきます。また、未払い分の月額利用料および解約手数料を請求させていただきます。

第15条（解約）

1. 本会員は、会社または加盟会社所定の解約手続きを行うことで、ジムフリーライトを解約することができます。なお解約の手続きは、来店のうち行うものとし、電話、ファクシミリ、E mailその他の手段による手続きには応じかねます。
2. 解約手数料はございません。
3. 解約を要する本会員は、会社または加盟会社にて解約の確認ができない限りジムフリーライトを解約することはできません。

第16条（除名）

会社と加盟会社は、本会員が次の各号に該当するときは、本会員を本クラブから除名することができます。除名となった場合、以後の本クラブの施設は一切利用できません。また、すでにお支払いいただいた会費等は、理由の如何を問わず一切返還いたしません。

- 1) 第5条の入会資格を喪失したとき。また、同条の入会資格を満たしていなかったことが入会後に判明したとき
- 2) 利用契約書、本会則および施設内諸規則に違反したとき

- 3) 他の会員や本クラブのスタッフ・トレーナー等への誹謗・中傷や暴力、本クラブの施設内の器具、備品等の損壊、持ち出し等の行為をしたとき
- 4) 本クラブを介さずスタッフ・トレーナーから直接トレーニングを受ける、または、スタッフ・トレーナーに対し直接トレーニングを受けることを提案・交渉したとき
- 5) 会費等の支払いを怠ったとき
- 6) 本クラブのスタッフ・トレーナーに対する本クラブ以外の他社へのスカウト・引き抜きに当たる行為をおこなったとき
- 7) 法令または公序良俗に反する一切の行為を行ったとき
- 8) カウンセリング・トレーニングを無断で録音・録画したとき
- 9) 無断で録音・録画したトレーニングを第三者への提供、または不当な目的で使用したとき
- 10) その他会社または加盟会社が本クラブの会員としてふさわしくないと判断したとき
- 11) 本会員が記載した内容に虚偽が判明したとき

第17条（施設の閉鎖・休業および解散）

会社と加盟会社は、次の各号の一つに該当するときは、各施設の全部または一部の閉鎖、休業または本クラブの解散（以下「閉鎖等」といいます。）をすることができます。閉鎖等が予定されている場合は、原則として、1週間前までに会員に対しその旨を告知します。ただし、閉鎖等により本会員の会費等支払義務は軽減・免除されず、また、会社と加盟会社が本会員に対して補償・賠償を行うことはありません。

- 1) 定期休業によるとき
- 2) 施設の増改築、修繕または点検を行うとき
- 3) 気象災害その他外因的事由により、本会員に危険が生じると会社と加盟会社が判断したとき
- 4) 会社と加盟会社が特別行事を開催するとき
- 5) その他重大な事由により、閉鎖等がやむを得ないとき

第18条（会員資格の譲渡の禁止等）

本クラブの会員資格は利用契約書や、本会則に別段の定めがある場合を除き、他に譲渡、貸与等の処分をすることはできません。また、本クラブの会員資格は、相続の対象にはなりません。

第19条（本会則等の改訂）

会社と加盟会社は、本会則および施設内諸規則等の改訂を行うことができます。なお、改訂を実施するときは、改訂の1か月前までに告知することにより、改訂した本会則および施設内規則等の効力は全会員に及ぶものとします。

第20条（告知方法）

本会則における本会員への告知は、会社と加盟会社のホームページの掲載または会員から届け出のあったEmailアドレス宛にEmailを送信して通知する方法によるものとします。

第21条（管轄の合意）

本会則および施設内諸規則等に起因または関連する紛争が生じたときは、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第22条（損害賠償等）

1. 本会員が本クラブの施設の利用に際して、本会員の責めに帰すべき理由により本会員が受けた損害または第三者に与えた損害について、会社と加盟会社は一切責任を負わないものとします。

2. 本会員が本クラブを利用するに際して生じた貴重品等の紛失等については、会社と加盟会社は一切責任を負わないものとします。

第23条（免責）

本会則の会社と加盟会社の免責に関する規定は、会社と加盟会社に故意または重大な過失がある場合は適用されないものとします。また、会社と加盟会社に過失（重大な過失を除きます。）がある場合は、直接かつ通常の損害につき5万円を上限として損害賠償責任を負うものとします。なお、特別な事情から生じた損害（会社と加盟会社または本会員が損害発生につき予見し、または予見し得た場合を含みます。）については、会社と加盟会社は一切の責任を負わないものとします。

第24条（個人情報保護）

個人情報は、問い合わせ対応等ジムフリーライトの管理・運営、本クラブが提供するサービスの案内・管理、情報の提供および個人を識別できない形式に加工した統計データの作成のみに利用いたします。詳細は利用契約書記載の「個人情報の取扱いについて」をご確認ください。